農林漁業成長産業化ファンドの制度運用の見直しについて

○　農林漁業成長産業化ファンドを、農林漁業者等にとってより活用しやすいものとし、その利用を推進するため、平成28年５月には、６次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者（「支援事業者」）をファンドの出資対象に追加する支援基準の改正を実施。
○　また、平成29年５月31日に支援基準を改正し、農林漁業を行う法人が別法人を作らずに６次産業化に取り組む場合における直接的な支援を可能とするよう措置。

出資対象への支援事業者の追加（平成28年５月）

○６次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）をファンドの出資対象に追加。

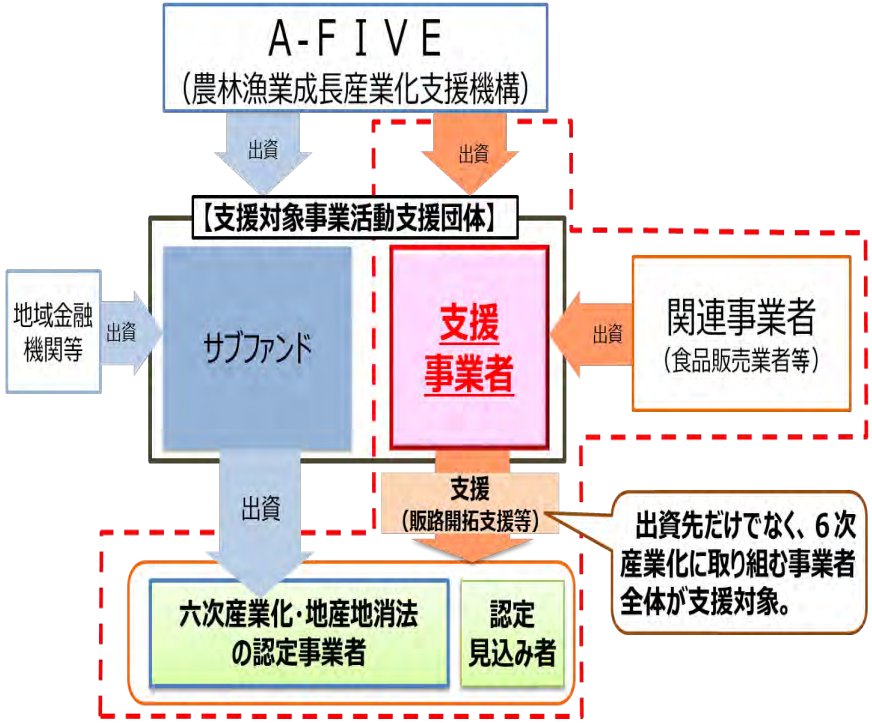

農業法人等への直接的な出資（平成29年５月）

○「日本再興戦略」改定2016（平成28年６月２日閣議決定）を踏まえ、ファンドによる農業法人等への直接的な支援を可能とするため支援基準の改正。

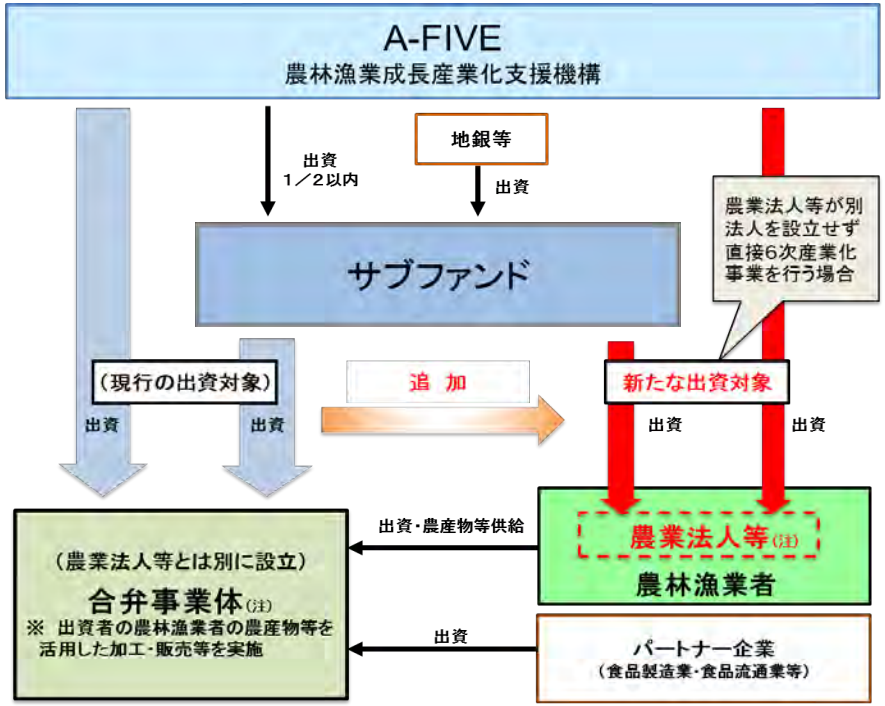

（注）農林漁業成長産業ファンド の出資を受ける場合は六次産業化・地産地消法の総合化事業計画の認定が必要。

農業法人等への直接的な出資について

○　従来、農林漁業成長産業化ファンドの出資を受ける場合、農業法人等とは別に６次産業化事業を行う別法人を新たに設立することが必要。
○　今般、平成２９年５月３１日付けで支援基準を改正し、農業法人等が６次産業化に取り組む場合、当該農業法人等に対して直接的な出資を行うことが可能。

【これまでの仕組み】

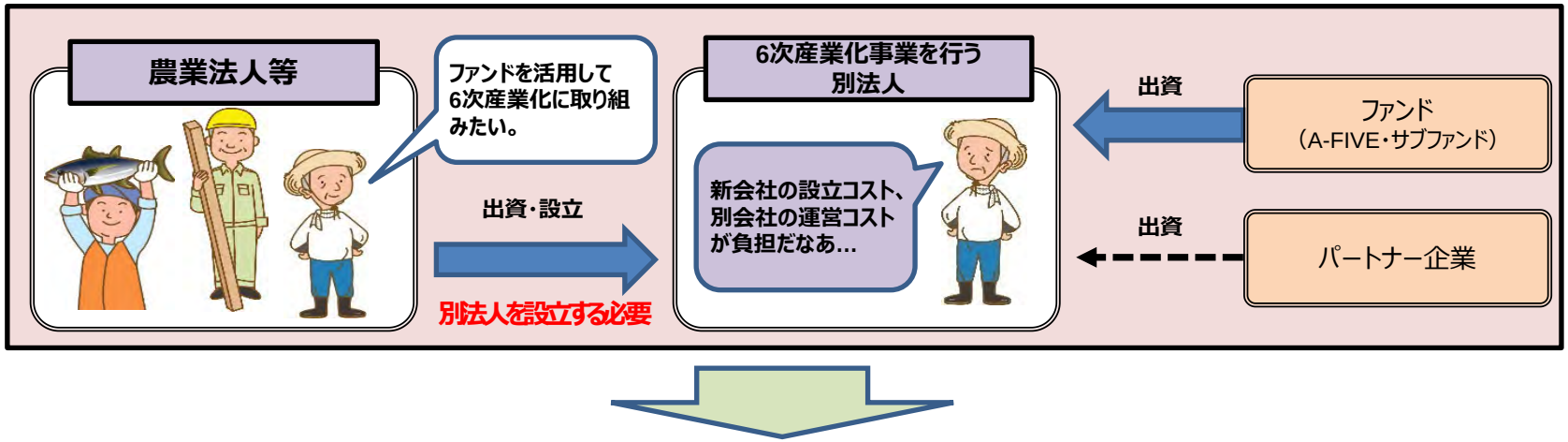

【新たに追加された農業法人等への直接的な出資】

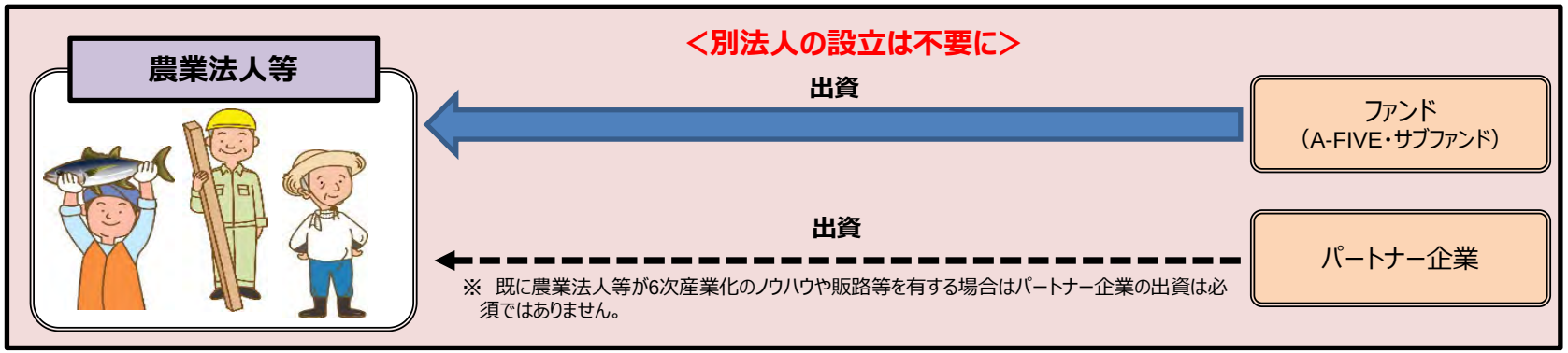

農業者の活用例（農業者と加工・流通業者が合弁事業体を設立する場合）

○　農業者が野菜の加工・流通業者と連携し、カット野菜製造会社（６次産業化事業体）を設立。
○　出資者である野菜農家及び連携農家から野菜を調達し、スーパー等にカット野菜を販売。

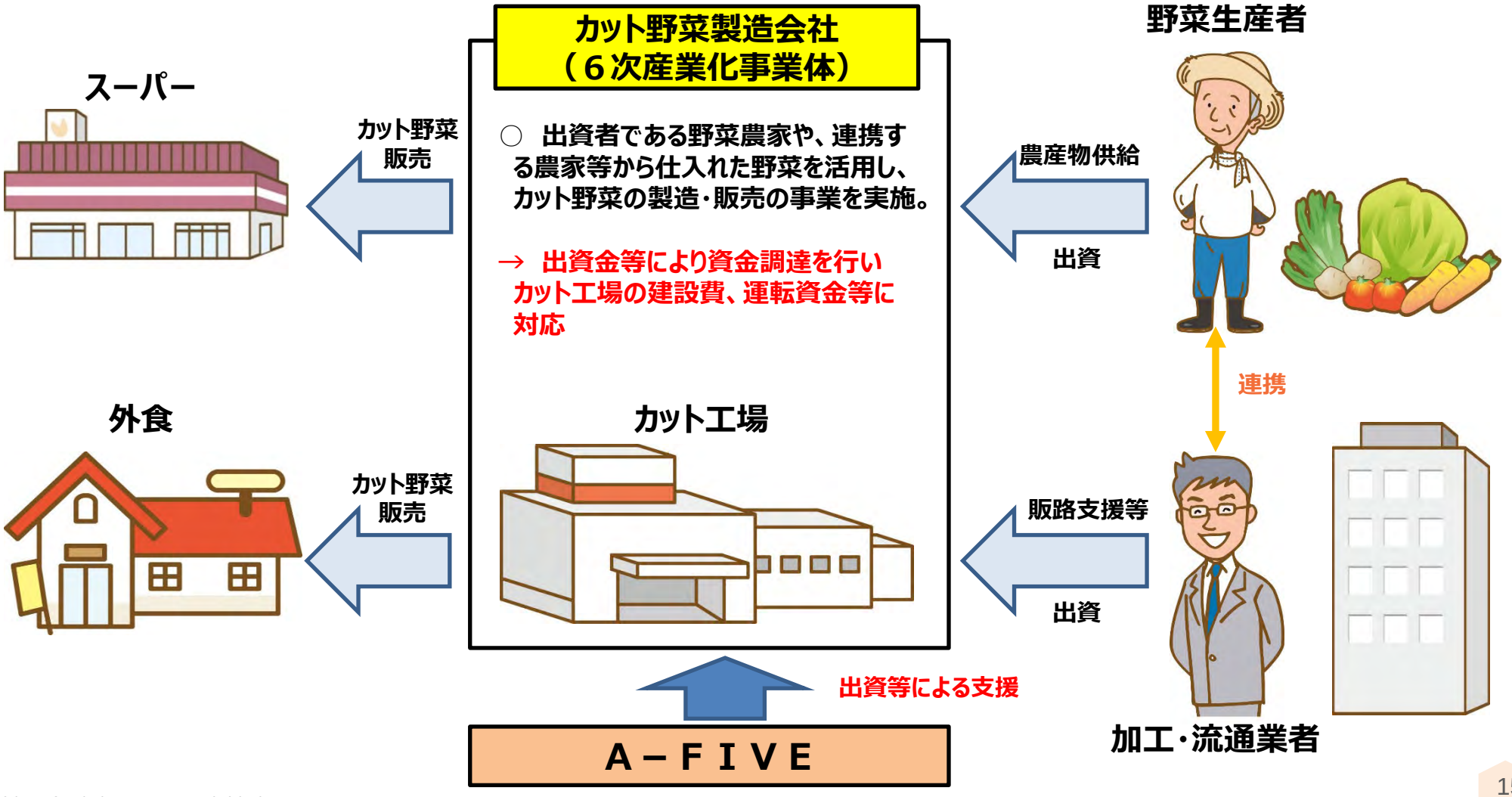

農業者の活用例（生産者自らが６次化に取り組む場合）

○　コメを生産する農業法人が自ら生産したコメを東アジア地域に輸出する事業を開始。
○　海外の企業と連携して、日本産米を輸出、現地のスーパー、外食等に販売。

海外（東アジア等）

現地国パートナー企業等

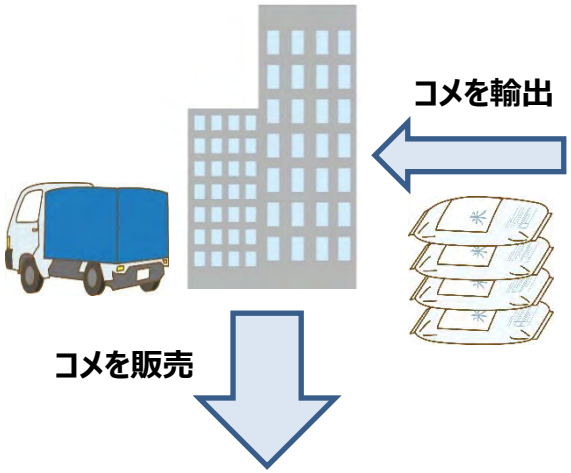

【現地国スーパー・外食等】

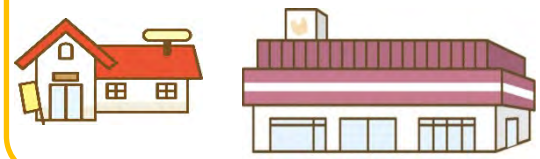

農業法人

○　農業法人が東アジア地域にコメを輸出する事業を新たに展開。

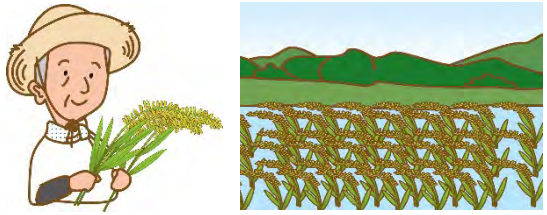

→　出資金等により資金調達を行い国内の物流施設、運転資金等に対応

物流施設

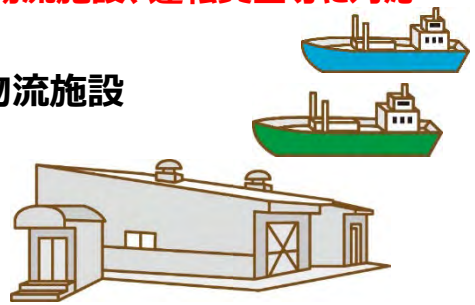

出資等による支援

Ａ－ＦＩＶＥ

商社・流通業者等

出資、業務提携等により連携

※　流通業者等のパートナーの出資等は、既に生産者が製造ノウハウや販路を有する場合は必須ではありません。

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例　（直接出資）

愛媛県産クロマグロの販売拡大事業

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：H29.12.15
出資決定額：15億円

農林漁業者
クロマグロの提供

パートナー
販路等の提供

（株）ダンディフィッシュ
【東京都江戸川区】

○　愛媛県で養殖事業を行う事業者が、養殖事業を分社化し、養殖したクロマグロを生産から販売まで一貫して行い、経営の安定化を図る。

○　パートナー企業のネットワークを活用するとともにバリューチェーンを構築し、北米向け輸出等の販路拡大に取り組む。

生産
・養殖事業を分社化し、生産から販売まで一貫して行い、経営の安定化を図る

加工
・生鮮のラウンド出荷（エラ、内臓の除去）に加え、販売先からのニーズに応じて加工（委託）を行う

販売
・百貨店や外食事業者に販売するとともに、商社と連携して北米を中心に販路を拡大

肉牛を生産する畜産業者が外食事業を展開する事業

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）による直接出資
（かごしまアグリクラスター6次産業化投資事業有限責任組合、肥後6次産業化投資事業有限責任組合、FFG農林漁業成長産業化支援投資事業有限責任組合、SMBC6次産業化ファンド投資事業有限責任組合）
出資決定日：H27.12.11（A-FIVE直接出資）、H27.12.22（サブファンド出資）
出資決定額：1,001百万円（直接出資）、250百万円（125百万円（A-FIVE出資分））

農林漁業者
肉牛の提供

パートナー
食品加工・外食事業ノウハウの提供

（株）ビースマイルプロジェクト
【鹿児島県鹿児島市】

○　南九州を中心に肉牛を生産する畜産業者が、パートナー企業が有するノウハウを活用し、外食事業を展開。

○　高級店、中価格帯店、居酒屋等の多業態の焼肉店を都内に展開し、原材料の付加価値向上等を図る。

生産
・鹿児島県を中心とする南九州の畜産農家が、自ら生産した牛肉を出荷

加工
・パートナー企業の食品加工ノウハウを活用し、原材料牛肉等の付加価値向上を図る

販売
・生産から販売まで一体となった取組により、消費者ニーズに応じた品質、価格帯で販売

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例　（間接出資）

地元産米を使用した日本酒、米菓販売事業

サブファンド名：さぎん6次産業化投資事業有限責任組合第1号
出資決定日：H28.4.15
出資決定額：14.8百万円（7.4百万円（A-FIVE出資分））

農林漁業者
米の提供

パートナー
販路、ノウハウの提供

（株）峰松酒造場
【佐賀県鹿島市】

○　米生産者が、地元産米を原材料とした日本酒や米菓を製造し、直売所や通販等で販売。

○　米の生産から酒の製造販売まで一貫して取り組むことにより、原材料の付加価値向上を図る。

生産
・佐賀県内の農業者が生産する酒米を使用

加工
・佐賀県産米100%にこだわった米から日本酒や米菓を製造

販売
・直売所、通販等で販売しつつ、パートナーのノウハウを活用して販路拡大を目指す

地元産こんにゃく芋の加工販売事業

サブファンド名：じゅうろく六次産業化ファンド投資事業有限責任組合
出資決定日：H27.5.13
出資決定額：25百万円(12.5百万円(A-FIVE出資分))

農林漁業者
こんにゃく芋の提供

パートナー
製造技術支援

（株）マンナン工房ひだ
【岐阜県下呂市】

○　下呂市の農業者が生産するこんにゃく芋から、冷凍用こんにゃくを製造、販売。

○　規格外の野菜を利用した野菜ペーストを用いた刺身こんにゃくの製造も手がける等、新たな提供方法を開発することで、栽培の担い手確保や経営改善を目指す。

生産
・出資者である農業法人や周辺農業者がこんにゃく芋を生産

加工
・岐阜大学と共同で研究開発を実施
・冷凍用こんにゃくや刺身こんにゃくを製造

販売
・冷凍食品等の低カロリー商品の具材として、食品メーカーや量販店等に販売

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例（支援事業者）

奈良県産柿等の輸出・加工販売支援事業

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：H29.12.27
出資決定額：60百万円

総合化事業計画認定業者等

柿等の農産物を提供

（株）ジャパン・ファームプロダクツ

【奈良県葛城市】

○　総合化事業計画（6次化認定）認定事業者等が生産する規格外の柿等の農産物を活用し、海外子会社へ輸出。
○　現地子会社においてドライフルーツ等に加工し、日本国内や東南アジアを中心に販売。
○　6次産業化に取り組む認定事業者等の輸出事業を支援。

生産
・奈良県の6次化認定事業者等が生産する規格外の柿等の農産物を提供

加工
・カンボジアの現地子会社において、ドライフルーツ等に加工

販売
・支援事業者が持つノウハウを活用し、日本国内や東南アジア等へ販売

（　事業再編・事業参入に対する支援　）

農業競争力強化支援法の概要

○ **「農業の競争力」**とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力。
○ 本法の題名は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより農業者自身が行う競争力強化の取組を「支援」するという趣旨を踏まえ、**「農業競争力強化支援法」**としているところ。

本法律の構成

※ 農業生産関連事業者：①農業資材の生産・販売、②農産物の卸売・小売、③農産物を原材料として使用する製造・加工　を行う事業者

1　国の責務・関係者の努力

○ 国は、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有する。
○ 農業生産関連事業者や農業者等についても、これらの実現に向けた行動を求める。

2　国が講ずべき施策

○ 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策の方向を規定。

＜施策の方向＞

① 農業生産関連事業の事業環境の整備
　○ 規制・規格の見直し
　○ 良質低廉な農業資材の開発の促進
　○ 農産物の消費者への直販の促進　　等
② 事業再編・事業参入の促進
③ 農業者への情報提供
　○ 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

○ ＰＤＣＡとして定期的（５年ごと）に農業資材や農産物流通等の状況を調査し、施策の在り方を検討

3　事業再編又は事業参入を促進するための措置

○ 事業再編又は事業参入を行おうとする農業生産関連事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
○ 認定を受けた事業者には、以下の支援措置を適用し、事業再編・参入を後押し。
（事業者に事業再編・参入を強制するものではない。）

＜支援措置＞

[税制措置]

① 会社設立や不動産取得等の登記に係る登録免許税の軽減

② 機械装置、建物等の取得等に係る割増償却（法人税、所得税の特例）

③ 設備廃棄等により生じた欠損金の繰戻還付（法人税の特例）

[手続特例]

○ 事業譲渡時の債権者のみなし同意

[金融措置]

① 農林漁業成長産業化支援機構（Ａ－ＦＩＶＥ）の出資

② 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資

③ 民間金融機関からの融資に対する債務保証(中小企業基盤整備機構)

④ 海外金融機関からの融資に対する債務保証(日本政策金融公庫)

農業競争力強化支援法に基づく支援スキームについて

(１)支援対象
　事業再編と事業参入では、支援対象が異なるところ。
　① 事業再編：肥料、農薬、配合飼料の製造事業、飲食料品の卸売、小売、製造の事業
　② 事業参入：農業用機械製造事業（部品製造含む。）、種苗生産卸売事業
(２)支援条件
　出資比率：議決権ベースで原則50%以下　投資期間：５～７年程度
(３)手続き
　① 農業競争力強化支援法の認定を受けること　② A-FIVEの審査をクリアーすること

支援スキーム

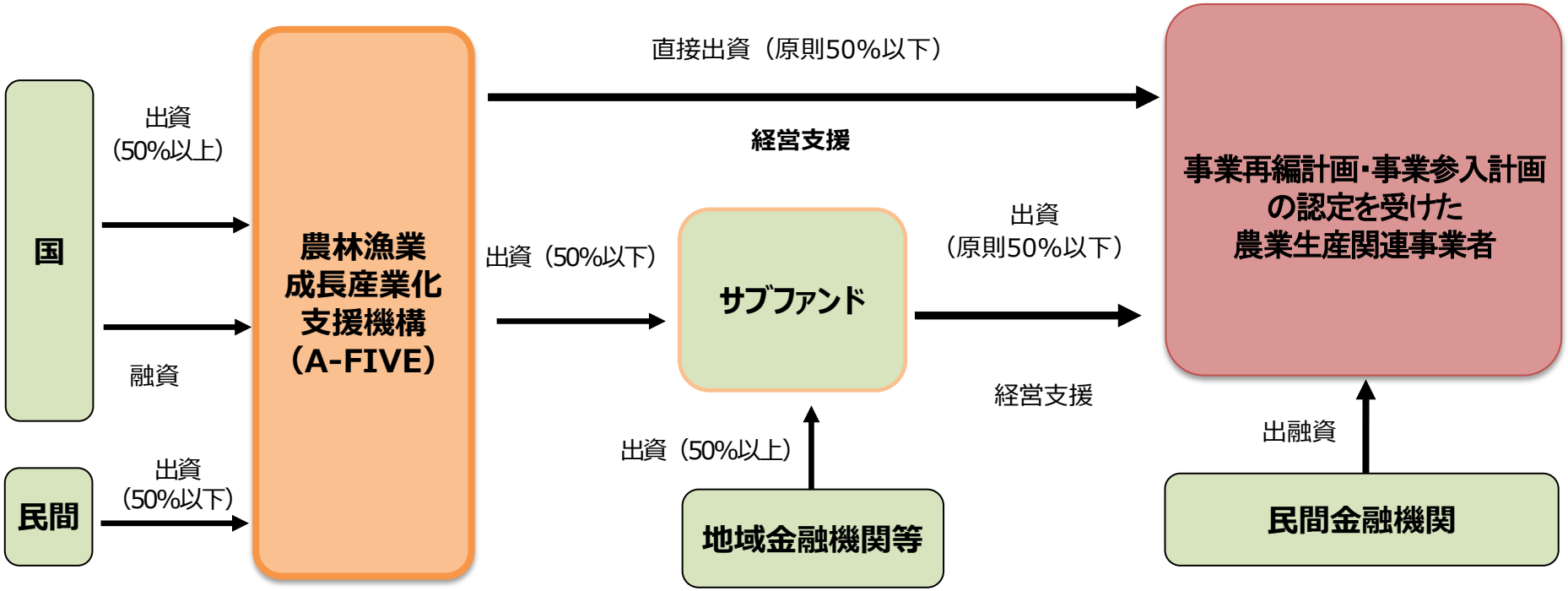

農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例　①

米卸業者が収益力向上のため関連業者と合併　（事業再編）

○　米卸業者Ａ社、Ｂ社、炊飯業者Ｃ社は、精米から炊飯まで一貫して行うことで付加価値を高め、収益力の向上を図る。
○　Ａ社がＢ社・Ｃ社を吸収合併し、３社の老朽化した工場の一部を撤去し、新たに工場を増設。
○　高品質の製品製造が可能となり、大手量販店や業務用ユーザーとの取引が拡大。

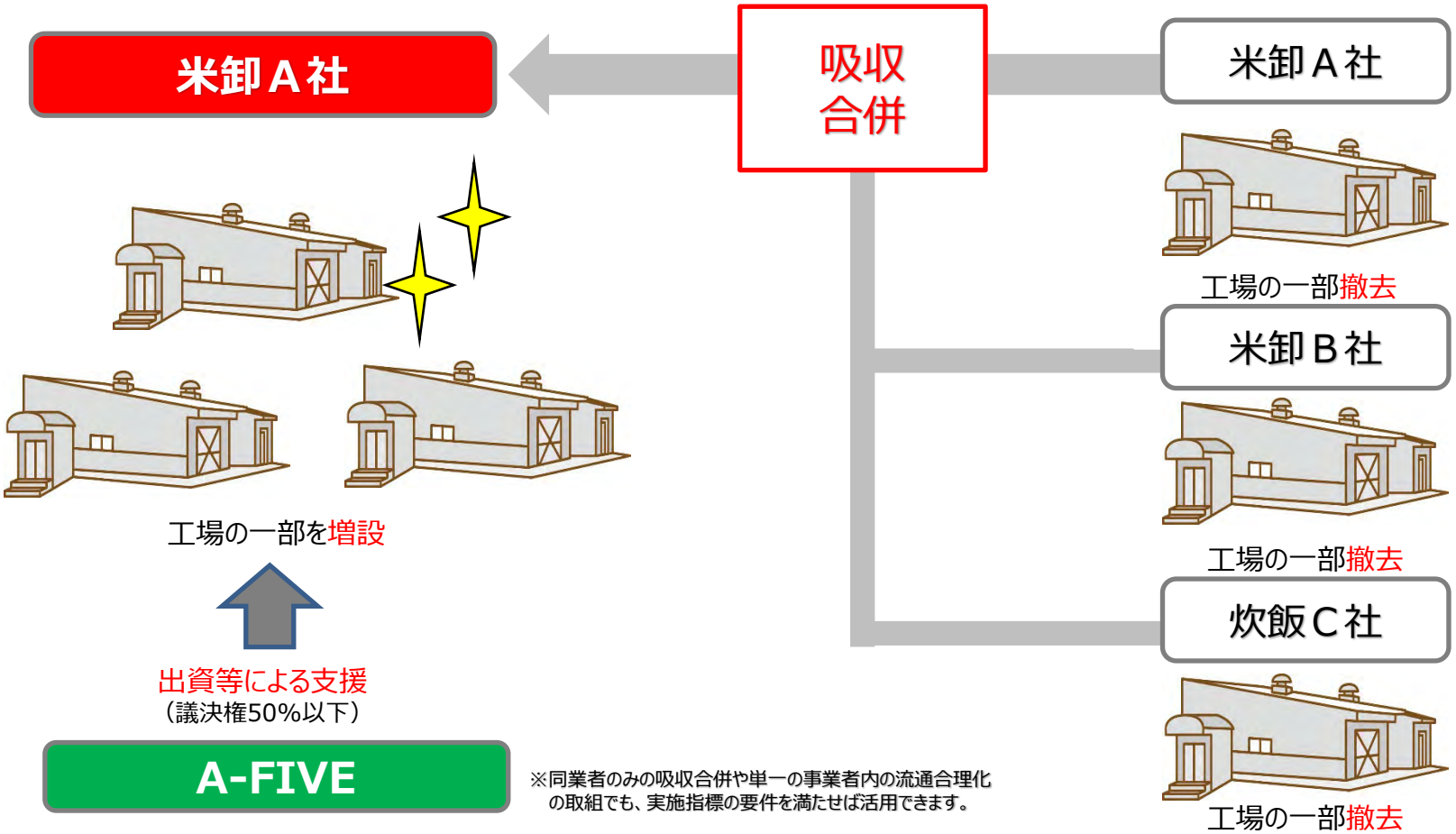

※同業者のみの吸収合併や単一の事業者内の流通合理化の取組でも、実施指標の要件を満たせば活用できます。

農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例　②

乳業メーカーが中核企業を設立して協業体制を構築　（事業再編）

○　工場稼働率が低い乳業メーカーＡ、Ｂ、Ｃの３社は、乳業Ａ社を核とする新乳業Ｄ社を設立し、衛生対策を高めた新工場の建設、あわせて、老朽化した工場を撤去。これに伴い、工場の稼働率向上等により生産性が向上。

○　Ａ、Ｂ、Ｃの各社はそれぞれ販売や製品開発を維持しつつ、Ｄ乳業に製造を委託することにより、人手不足を解消し、かつ、衛生対策が向上した自社ブランドを維持。

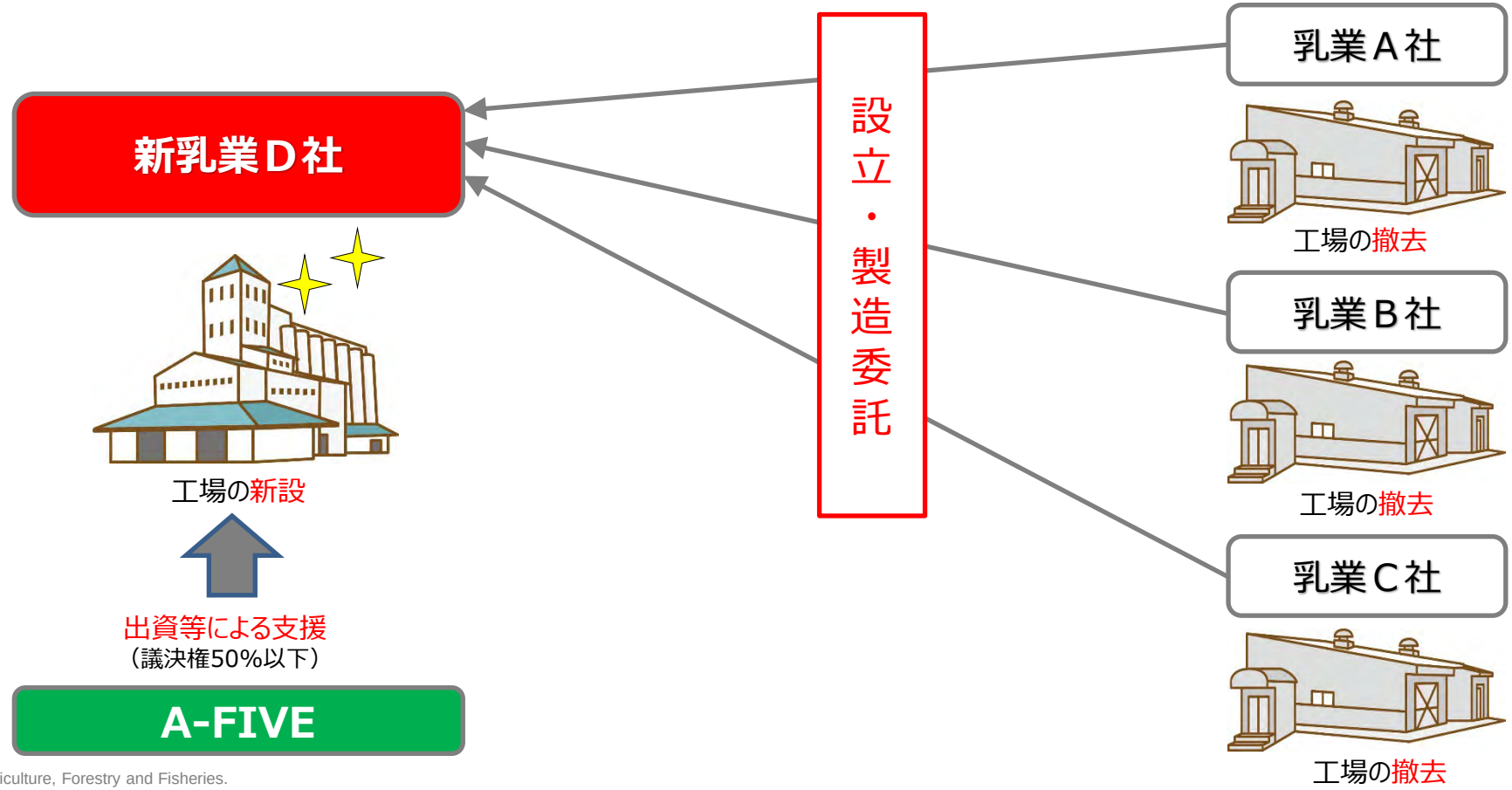

農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例　③

食品スーパーが物流の効率化等により、物流・販売コストを削減　（事業再編）

○　食品スーパーＡ、Ｂ、Ｃ社は、株式移転により事業持株会社Ｄ社を設立し、Ｄ社のグループ子会社となる。

○　３社がそれぞれ所有していた物流施設に代わるものとして、総合物流センターを建設するとともに、加工センター・総菜センターを建設し、それぞれに最新設備を導入。グループ各社が共同の物流システム等を利用。

○　物流システム等の共有により物流コストの削減、販売量増加に成功。

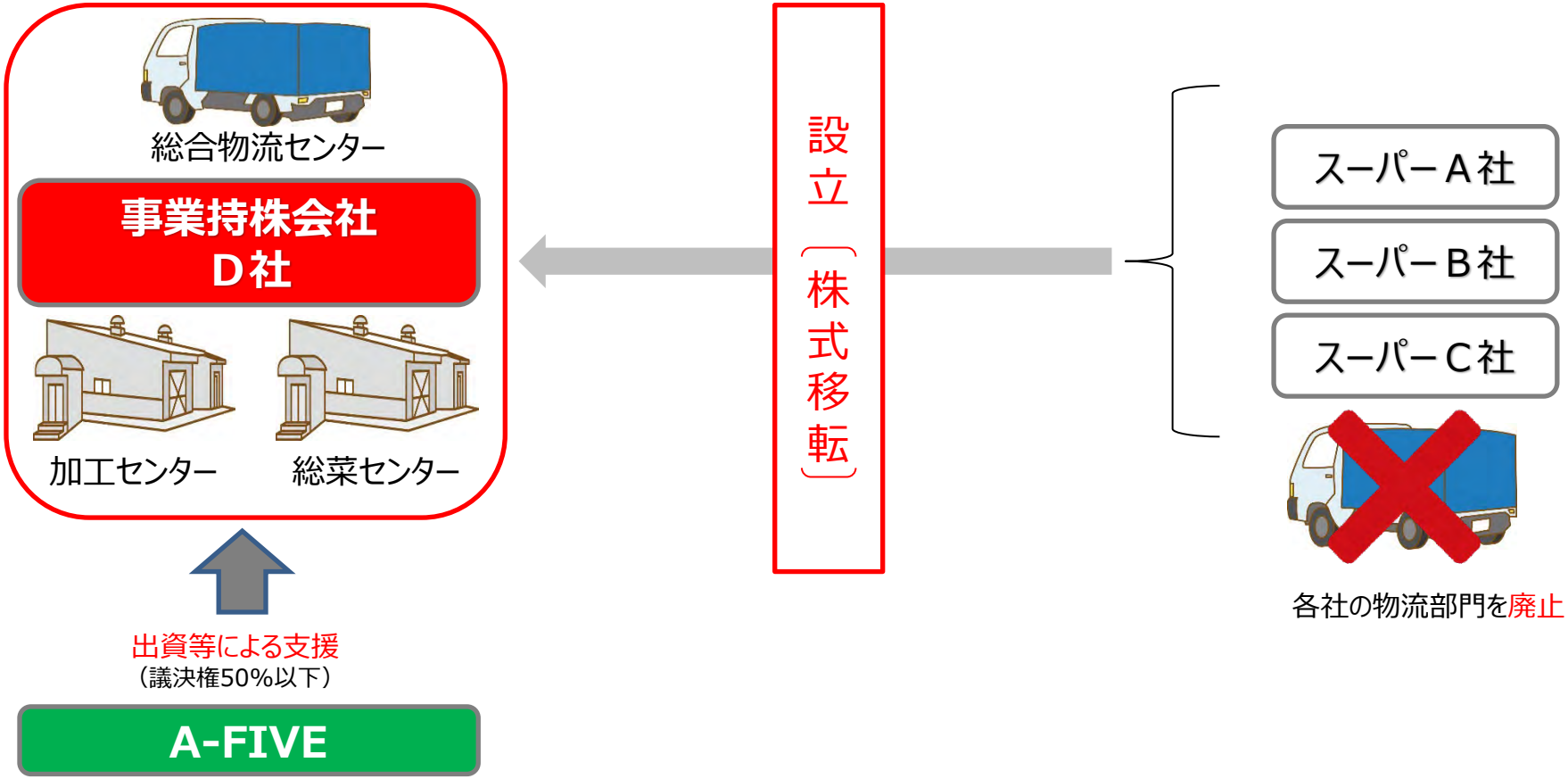

農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例　④

食品卸売事業者が自ら加工した食品を海外に販売　（事業再編）

○　食品卸売事業者Ａ社は海外への販路拡大を図るため、Ｂ社の食材加工事業を譲受けし、空港近くにセントラルキッチン、保管施設等を建設。また、生産者との契約栽培により仕入れた農産物を一次加工等し、アジア各国へ航空機・船便で輸出。

○　Ａ社は海外卸売事業者Ｃ社の株式を取得して業務提携し、Ｃ社のコールドチェーン化された物流網を活用して、加工食品を現地小売、外食事業者へ販売。これにより、海外での販路拡大により、売上高が向上。

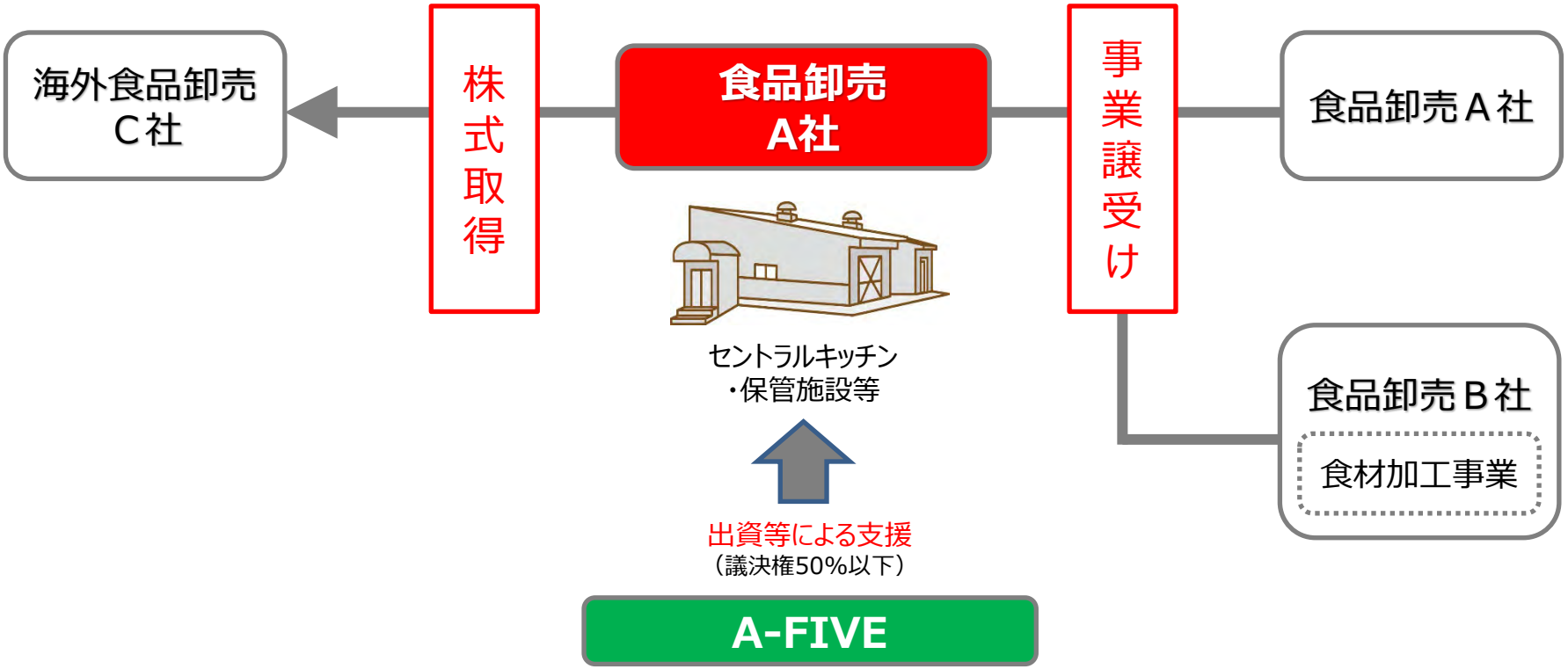

※：(　)内はA-FIVE出資相当分

農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例　⑤

他産業から農業用機械の製造・販売等　（事業参入）

○　農業用機械メーカー以外の事業者が、そのノウハウを活かし、ＩＣＴやＡＩを活用した農業用機械を開発・製造。
○　従来の農業用機械に比べ、性能、耐久性向上に加え、ＩＣＴやＡＩの活用により生産性の向上を図ることで他社との差別化を図る。
○　当該事業者が農業用機械分野へ進出することにより、今までより低コストでの農業生産が可能。

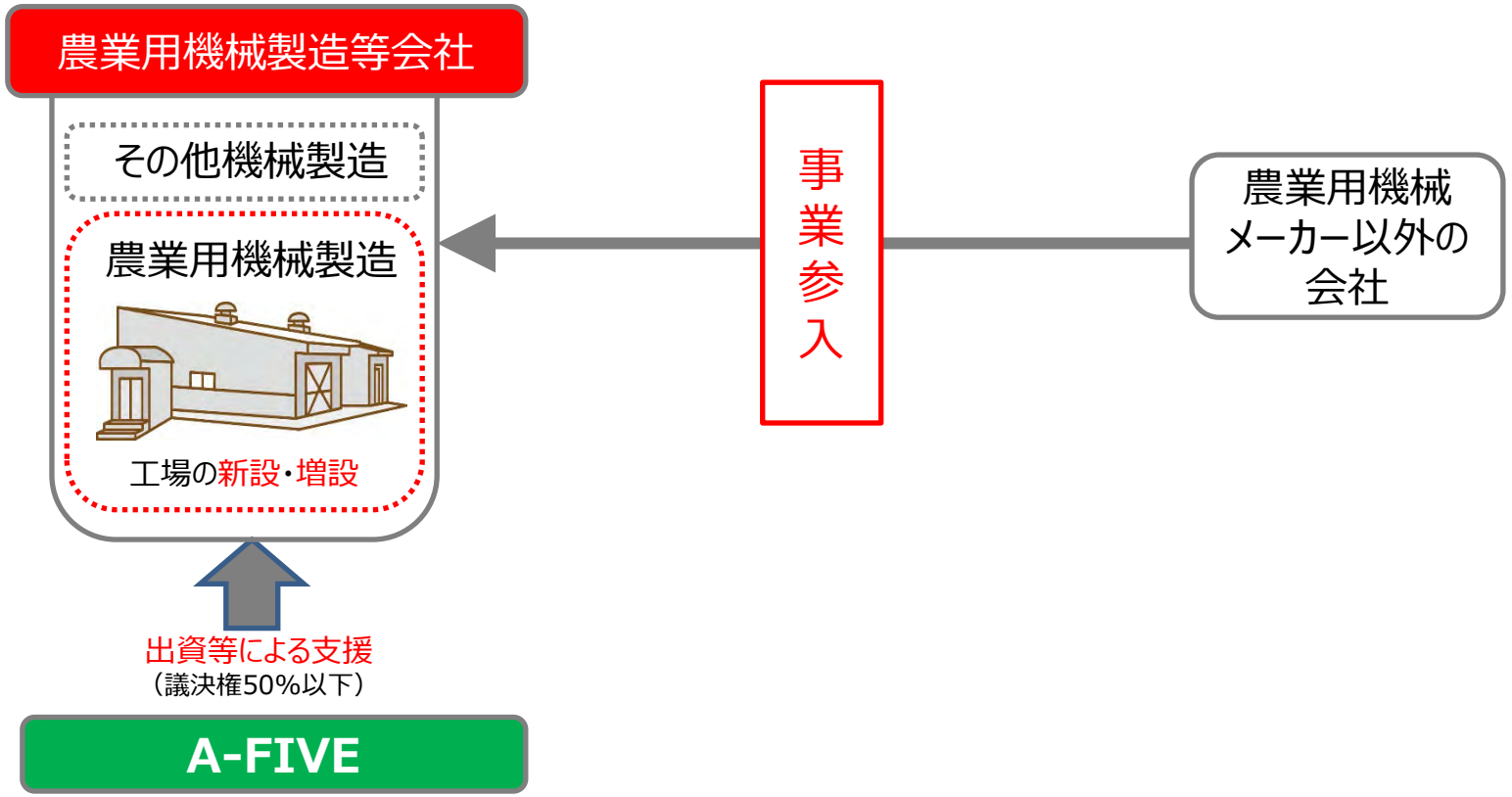

※：(　)内はA-FIVE出資相当分

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例　（事業再編）

地域内での農産物の共同配送・販売

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：平成30年4月13日
出資決定額：30百万円

やさいバス㈱

【静岡県菊川市】

- ○ 生産者が集配拠点まで運び込んだ農産物を専用トラックが回収し、別の集配拠点で下ろして実需者（飲食店等）が受け取る仕組み
- ○ 青果卸売事業を譲り受け配送事業と一体的に運営するとともに、加工・小売事業を新たに開始
- ○ 農業者が負担する流通コストの削減に寄与

事業再編の概要

やさいバス㈱

既存事業と一体化

青果卸売事業
栽培品質等の情報とともに販売

共同配送事業
地域内を巡回し、集荷→配送・販売

新たに開始

加工・小売事業
集荷拠点に加工販売店舗を新設

事業譲渡 ← ㈱エムスクエア・ラボ（青果卸売・小売）

出資 ← 鈴与㈱（物流）

出資 ← A-FIVE

オーダーメイド型機能性食品の製造・販売

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：平成30年8月20日
出資決定額：70.5百万円

㈱ユカシカド

【東京都渋谷区】

- ○ ビタミン、ミネラル等の過不足がわかる栄養検査に基づき、各個人の栄養状態にあわせたサプリメント等を製造・販売
- ○ 首都圏近郊での新工場建設・既存工場からの機能移管によって、製造体制の確立・物流費の低下を図り、高付加価値商品を製造
- ○ 原材料となる国産農産物の調達量を増加

事業再編の概要

㈱ユカシカド

- 首都圏に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産・出荷機能を移管（既存工場の設備廃棄）
- 充填機器等、新たな設備投資を行い、乾燥・粉砕・充填工程のラインを整備し、生産体制を強化・効率化

出資 ← 民間投資会社等

出資 ← A-FIVE

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例　（事業参入）

トラクターに取り付ける直進・自動操舵装置の製造・販売

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：平成30年10月29日
出資決定額：99.9百万円

㈱農業情報設計社

【北海道帯広市】

○既存のトラクターに取り付け、トラクターの位置と方向の把握・表示、自動操舵によって、直進運転をアシストする装置を製造・販売
○目印のない広い圃場でも真っ直ぐ・等間隔に作業することが可能となり、作業の効率化・負担の軽減が図られるとともに、肥料・農薬散布の無駄・ムラを防止し、資材コストの低減に寄与

事業参入の概要

(株)農業情報設計社

【対象機械の概要】

AgriBus-Autosteer
(自動操舵ハンドル)
・自動操舵が可能、広い圃場でも真っ直ぐ・等間隔な走行・作業を行うことが可能

AgriBus-G+（GNSS装置）
・運転支援アプリと接続して利用
・高精度の位置情報を取得が可能

AgriBus-NAVI（運転支援アプリ）
・スマートフォン等にインストールして使用
・現在位置と基準線を表示し運転補助

出資 ドローンファンド
出資 （株）D2 Garage
出資 住友商事(株)
出資 （株）DGインキュベーション
出資 A-FIVE

【事業参入の効果】
・低価格な「直進・自動操舵装置の普及」
・作業負担や、資材コストの低減
→農業者の所得向上に寄与

（　食品等流通合理化に対する支援　）

食品等流通合理化に対する支援スキームについて

(１)支援対象
　食品等の流通に関する事業を行う者による食品等の流通の合理化を図る取組
(２)支援条件
　出資比率：議決権ベースで原則50%以下　投資期間：５～７年
(３)手続き
　①　食品等流通法の認定を受けること　②　A-FIVEの審査をクリアーすること

支援スキーム

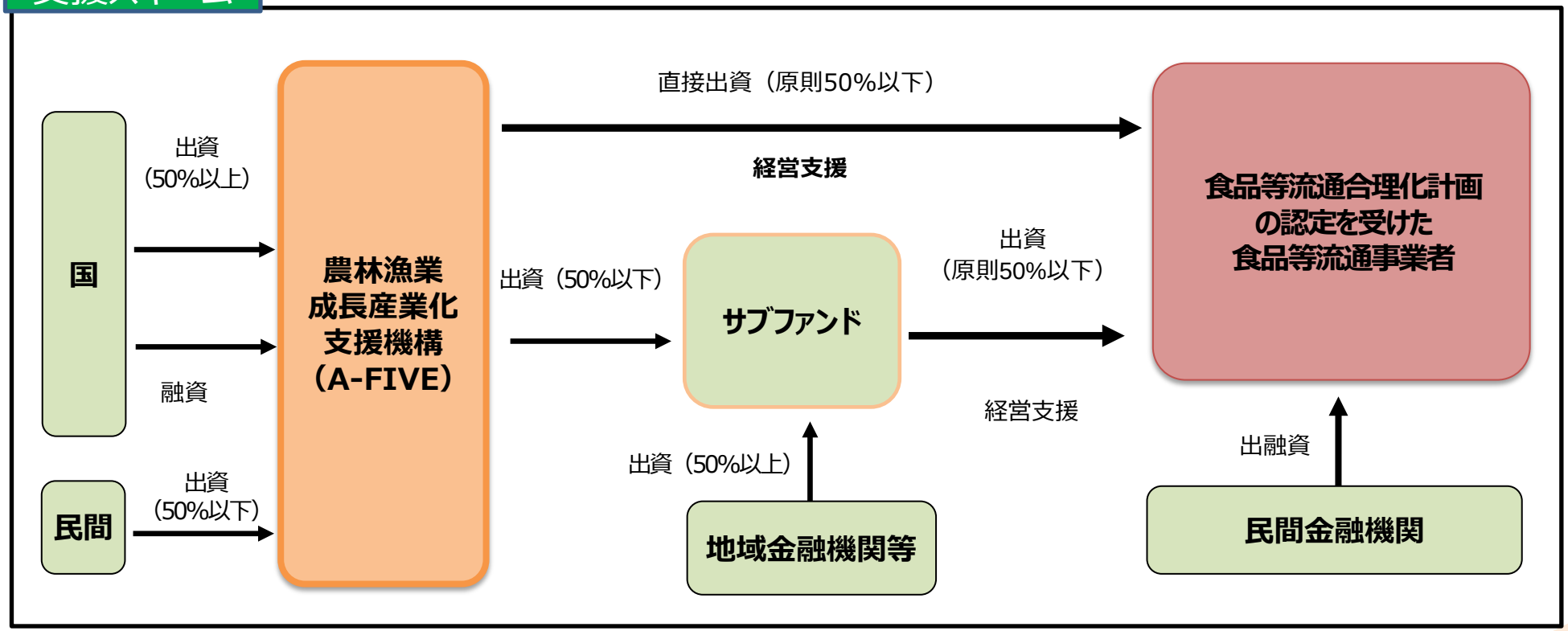

食品等流通法に基づく支援対象のイメージ

○　農林漁業の成長産業化を実現するためには、農林漁業の構造改革に加え、食品流通においてコスト削減や、付加価値向上を進める必要があり、**ICT等の新たな技術を活用した共通のシステム・インフラを提供して、これを利用する事業者の流通を物流面、情報面で効率化・最適化する取組**が求められる。

取組を実施する食品流通事業者

【新技術の活用例】
【例１】電子タグ等を活用した商品管理システム等を開発・提供
【例２】AIによるコールドチェーンの確保と配送の最適化を実現
【例３】物流拠点を整備し、インターネット取引を全国規模で展開

A-FIVE

出資等による支援
（議決権50%以下）

物流施設等の
整備・提供

システムの
開発・提供

生産者
食品製造事業者

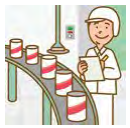

出荷者や流通事業者等が利用

- **生産者と消費者のマッチング**
- **流通の効率化**
- **品質・衛生管理の向上**
- **決済の一元化**　　**等**

国内外の
実需者
消費者

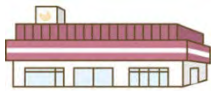

本資料の取り扱いに関する注意

- 本資料に掲載されている内容の複製・転用などをする際には、下記問合せ先までご連絡ください。

【本資料に関する問合わせ先】
農林水産省 新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課　ファイナンス室
電話番号：０３－６７４４－２０８０